

事務連絡
令和2年9月2日

各都道府県水道行政担当部（局）
各厚生労働大臣認可

〔	水道事業者	〕	御中
	水道用水供給事業者		

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（情報提供）

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

水道施設を含めた建築物、工作物及び船舶の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）の一部が改正され、解体等の作業を行う仕事の発注者に対する当該仕事の請負人による事前調査等への配慮等が、新たに義務付けられました。

この度、公共工事発注者に対する改正趣旨、内容等の周知依頼がありましたので、各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、別添通知及びリーフレットをご確認いただき、改正石綿則に基づいた受注者への適切な配慮等をお願いするとともに、各都道府県水道行政担当部（局）におかれては、貴管下の水道事業者及び水道用水供給事業者へ、本件依頼を周知いただくようお願いいたします。

なお、別添通知への疑義等につきましては、都道府県労働局及び所轄労働基準監督署へお問い合わせいただきますよう、あわせてお願いいたします。